

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 高齢者疑似体験装具貸出事業取扱要綱

(目 的)

第1条 この事業は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する高齢者疑似体験装具（以下「装具」という。）を貸出、これを、装着した人に加齢に伴う身体の変化を疑似的に体験してもらうことにより、その不自由さを体験し、もって高齢者の特性について理解を深めてもらうことを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は各種団体等が主催実施する介護講習会等で高齢者疑似体験を実施する際の教材として使用する場合にのみ貸出することとする。ただし、その他会長が必要と認めた場合は対象とすることとする。

(利用料)

第3条 利用料は無料とする。

(貸出期間)

第4条 装具の貸出期間は、原則として3日以内とする。ただし、講習会の開催日程等により、返却が困難であると会長が認めた場合、これを延長することができるものとする。

(貸出方法)

第5条 装具の利用を希望する団体等（以下「利用希望団体」という。）は、あらかじめ電話等で予約を行い、高齢者疑似体験装具利用申請書別記（様式第1号）を提出するものとする。

(返却方法)

第6条 装具を利用した団体等（以下「利用団体」という。）は、装具の返却の際に高齢者疑似体験装具利用報告書別記（様式第2号）を提出するものとする。

(利用希望団体の遵守事項)

第7条 利用希望団体は、高齢者疑似体験の目的及び装具の取扱並びに装着方法を十分理解のうえ使用しなければならない。

2 利用団体は装具を破損又は紛失しないよう取扱に十分注意しなければならない。

(賠償責任)

第8条 利用団体の責に帰する理由により、装具に破損又は紛失等があった場合は、会長は利用団体に対して実費等の弁済を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。